

介護保険負担限度額認定の負担段階の基準見直し（令和8年8月から実施）
令和8年8月1日以降に申請された利用者負担段階の区分基準は下記の通りとなります。

令和8年7月まで 表中の額は、1日あたりの金額

利用者 負担段階	対象者		居住費等				★食 費
	所得等の要件	預貯金等の要件	ユニット型 個 室	ユニット型 個室的多床室	★従来型個室	★多床室	
第1段階	・生活保護受給者	要件なし	880円	550円	550円	0円	300円
	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	単身： 1000万円以下 夫婦： 2000万円以下			[380円]		
第2段階	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額【80万9,000円】以下の方	単身： 650万円以下 夫婦： 1650万円以下	880円	550円	550円 [480円]	430円	390円 [600円]
第3段階①	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額【80万9,000円】超120万円以下の方	単身： 550万円以下 夫婦： 1550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 [880円]	430円	650円 [1,000円]
第3段階②	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額120万円超の方	単身： 500万円以下 夫婦： 1500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 [880円]	430円	1,360円 [1,300円]
第4段階	非該当の方（基準費用額）		2,066円	1,728円	1,728円 [1,231円]	437円 [915円]	1,445円 [1,445円]



令和8年8月以降

利用者 負担段階	対象者		居住費等				★食 費
	所得等の要件	預貯金等の要件	ユニット型 個 室	ユニット型 個室的多床室	★従来型個室	★多床室	
第1段階	・生活保護受給者	要件なし	880円	550円	550円	0円	300円
	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	単身： 1000万円以下 夫婦： 2000万円以下			[380円]		
第2段階	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額【82万6,500円】以下の方	単身： 650万円以下 夫婦： 1650万円以下	880円	550円	550円 [480円]	430円	390円 [600円]
第3段階①	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額【82万6,500円】超120万円以下の方	単身： 550万円以下 夫婦： 1550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 [880円]	430円	680円 [1,030円]
第3段階②	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が年額120万円超の方	単身： 500万円以下 夫婦： 1500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円 [980円]	530円 [430円]	1,420円 [1,360円]
第4段階	非該当の方（基準費用額）		2,066円	1,728円	1,728円 [1,231円]	437円 [915円]	1,545円 [1,545円]

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず預貯金等の額：単身1,000万円（夫婦2,000万円）
★従来型個室の〔 〕内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。多床室の〔 〕内の金額は、介護老人保健施設（室料を徴収しない場合）・介護医療院（室料を徴収しない場合）に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
食費の〔 〕の金額は、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の額です。
※第4段階（非該当の方）に記載されている金額は、国が施設における平均的な費用などにより定める標準的な金額です。実際の費用は施設との契約によりしますので、施設にご確認ください。